

令和3年

第58回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

|     |           |    |
|-----|-----------|----|
| 会 期 | 令和3年8月12日 | 開会 |
|     | 令和3年8月12日 | 閉会 |



令和3年第58回沖縄県介護保険広域連合議会定例会会期日程表

開会 8月12日  
 開会 8月12日  
 会期 1日間

| 目次 | 月日(曜)    | 会議区分 | 開議時刻    | 摘 要   |
|----|----------|------|---------|---|
| 1  | 8月12日(木) | 本会議  | 午後2時00分 | 開会<br>議会運営委員の選任<br>会議録署名議員の指名<br>議席の指定<br>会期の決定<br>諸般の報告<br>一般質問<br><br>議案の審議<br>同意第2号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について<br>同意第3号 沖縄県介護保険広域連合の識見を有する監査委員の選任について<br>議案第15号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定について<br>議案第16号 沖縄県介護保険広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例<br>議案第17号 沖縄県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例<br>議案第18号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号)<br>議案第19号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第1号)<br>認定第1号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |

| 目次 | 月日（曜）    | 会議区分 | 開議時刻    | 摘 要   |
|----|----------|------|---------|---|
| 1  | 8月12日（木） | 本会議  | 午後2時00分 | <p>認定第2号 令和2年度沖縄県介護保険広域<br/>         域連合特別会計歳入歳出決算<br/>         の認定について</p> <p>議員提出議案第1号 沖縄県介護保険広域<br/>         連合議会委員会条例<br/>         の一部を改正する条例</p> <p>議員提出議案第2号 沖縄県介護保険広域<br/>         連合議会会議規則の<br/>         一部を改正する規則</p> <p>議員提出議案第3号 沖縄県介護保険広域<br/>         連合議会公印規程の<br/>         一部を改正する訓令</p> <p>議員派遣の件<br/>         閉会中の継続調査の件<br/>         閉会</p> |

第 1 日 目

8 月 1 2 日 ( 木 )



## 令和3年第58回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

令和3年第58回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）は、令和3年8月12日（木）嘉手納小学校体育館に招集された。

### 1. 開会、閉会の日時及び宣告

開会（令和3年8月12日：午後2時00分）

閉会（令和3年8月12日：午後4時15分）

開会の宣告（議長 神谷 嘉栄）

閉会の宣告（議長 神谷 嘉栄）

### 2. 応招議員は、次のとおりである。

| 議席番号 | 氏名      |
|------|---------|
| 1    | 山川 安雄   |
| 2    | 吉浜 覚    |
|      |         |
| 4    | 與那嶺 透   |
| 5    | 松田 大輔   |
| 6    | 山城 良一   |
| 7    | 仲間 信之   |
|      |         |
| 9    | 島袋 義範   |
|      |         |
|      |         |
| 12   | 森山 悟    |
| 13   | 伊計 裕子   |
| 14   | 宮里 歩    |
| 15   | 喜屋武 すま子 |

| 議席番号 | 氏名    |
|------|-------|
| 16   | 比嘉 麻乃 |
| 17   | 志村 幸司 |
| 18   | 石垣 大志 |
| 19   | 新垣 一史 |
| 20   | 宮平 喜文 |
|      |       |
|      |       |
|      |       |
|      |       |
| 26   | 砂川 泰秀 |
| 27   | 宜保 安孝 |
| 28   | 花城 勝男 |
| 29   | 神谷 嘉栄 |

### 3. 不応招議員は、次のとおりである。

| 議席番号 | 氏名     |
|------|--------|
| 3    | 池原 太   |
| 8    | 仲間 トム  |
| 10   | 小嶋 勝喜  |
| 11   | 伊禮 正徳  |
| 21   | 上江洲 智章 |

| 議席番号 | 氏名    |
|------|-------|
| 22   | 渡口 亮  |
| 23   | 垣花 恵忠 |
| 24   | 親川 清  |
| 25   | 新垣 幸子 |
|      |       |

4. 出席議員及び欠席議員は、応招義委任及び不応招議員と同じである。

5. 本会議に職務のため出席したものは、次のとおりである。

| 課名  | 氏名     |
|-----|--------|
| 総務課 | 與那覇 祥一 |
| 総務課 | 稲 福 渚  |

| 課名  | 氏名      |
|-----|---------|
| 総務課 | 上 地 史 修 |

6. 地方自治法121条の規定により、説明のため本会議に出席したものは次のとおりである。

| 課名      | 氏名      |
|---------|---------|
| 広域連合長   | 當 山 宏   |
| 副広域連合長  | 赤 嶺 正 之 |
| 副広域連合長  | 當 眞 淳   |
| 事務局長    | 具志堅 兼 栄 |
| 次長兼総務課長 | 内 原 英 洋 |

| 課名                  | 氏名      |
|---------------------|---------|
| 会計課長                | 野 原 学   |
| 業務課長                | 比 嘉 利季子 |
| 認定課長兼中部<br>調査認定事務所長 | 大 城 朝 敏 |
| 南部調査認定<br>事務所長      | 新 川 高 志 |
| 北部調査認定<br>事務所長      | 森 田 幸 也 |

7. 会議に付した事件は、次のとおりである。

- 同意第2号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について
- 同意第3号 沖縄県介護保険広域連合の識見を有する監査委員の選任について
- 議案第15号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定について
- 議案第16号 沖縄県介護保険広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 沖縄県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 議案第19号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第1号)
- 認定第1号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議員提出議案第1号 沖縄県介護保険広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例
- 議員提出議案第2号 沖縄県介護保険広域連合議会会議規則の一部を改正する規則
- 議員提出議案第3号 沖縄県介護保険広域連合議会公印規程の一部を改正する訓令

令和3年第58回議会（定例会）議事日程（第1号）

| 日程 | 議案番号      | 件名                                     | 備考 |
|----|-----------|--|----|
| 1  |           | 議会運営委員の選任                              |    |
| 2  |           | 会議録署名議員の指名                             |    |
| 3  |           | 議席の指定                                  |    |
| 4  |           | 会期の決定                                  |    |
| 5  |           | 諸般の報告                                  |    |
| 6  |           | 一般質問                                   |    |
| 7  | 同意第2号     | 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について               | 即決 |
| 8  | 同意第3号     | 沖縄県介護保険広域連合の識見を有する監査委員の選任について          | 即決 |
| 9  | 議案第15号    | 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定について               | 即決 |
| 10 | 議案第16号    | 沖縄県介護保険広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例  | 即決 |
| 11 | 議案第17号    | 沖縄県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | 即決 |
| 12 | 議案第18号    | 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第1号）          | 即決 |
| 13 | 議案第19号    | 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号）          | 即決 |
| 14 | 認定第1号     | 令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について      | 即決 |
| 15 | 認定第2号     | 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について      | 即決 |
| 16 | 議員提出議案第1号 | 沖縄県介護保険広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例           | 即決 |
| 17 | 議員提出議案第2号 | 沖縄県介護保険広域連合議会会議規則の一部を改正する規則            | 即決 |
| 18 | 議員提出議案第3号 | 沖縄県介護保険広域連合議会公印規程の一部を改正する訓令            | 即決 |
| 19 |           | 議員派遣の件                                 |    |
| 20 |           | 閉会中の継続調査の件                             |    |

○議長 神谷嘉栄 ただいまから令和3年第58回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

開会にあたり、広域連合長より招集のご挨拶がございます。

當山宏広域連合長。

○広域連合長 當山宏 皆さん、こんにちは。連合長の當山でございます。本日は、令和3年第58回沖縄県介護保険広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、現在緊急事態宣言が発出されていることから新型コロナウイルスの感染防止を図るため、急遽議会の開催場所を変更することとなりました。議員の皆様にはどうかご理解を賜りたいと思います。

それでは、議会の開会にあたりまして一言、ご挨拶を申し上げます。

広域連合の運営につきましては、日頃から議員の皆様のご理解とご協力をいただき、順調に運営が行われているところであります。この場をお借りして心から感謝を申し上げます。昨年から続くコロナ禍によりまして、沖縄県においては5月23日に非常事態宣言が発出されましたが、これまでに3度の延長がなされ、期間も82日間に及んでおります。しかしながら、新型コロナウイルスの脅威は留まるどころを知らず、去る8月1日には県内各種団体が緊急共同メッセージを発出するなど、依然として状況は深刻であります。こうした中、各市町村においては感染収束への切り札とされるワクチン接種がメインに取り組みされているところであります。県民1人1人の感染防止に向けた行動変容の徹底と、ワクチン接種の進展等により、1日でも早くコロナ禍が収束し、住民の皆さんの安心安全な暮らしと、地域経済の回復が

図られることを願わずにはられません。また、コロナ禍の中で開催されましたTOKYO2020オリンピックが閉幕をいたしました。今回の大会は無観客で行われましたけれども、日本選手団の過去最高のメダル獲得には大きな感動を覚えましたし、とりわけ本県に初の金メダルをもたらした空手の喜友名選手や、野球の平良選手、レスリング銅メダルの屋比久選手などの県勢の快挙には感心いたしました。賛否出る中での開催となった今回のオリンピックでしたけれども、連日熱戦を繰り広げるアスリート達の姿は、世界の多くの皆様に勇気と感動を与えたことと思います。8月24日からはパラリンピックが開催されます。日本選手団の活躍に期待をしたいと思います。

さて、介護保険広域連合においては、今後の介護保険制度を健全に運営し、維持することを目的に構成29市町村の地域の特性を踏まえ、広域連合が中長期的な視点で介護保険事業を推進するための指針として示した、第8期介護保険事業計画が今年度からスタートいたしました。また、次期計画となります令和6年度からの第9期介護保険事業計画からは、構成市町村の介護保険料の均一賦課が市町村長で構成する運営会議で決定されており、これからの3年間はそれに向けた大事な取り組みを進める期間となります。是非とも議員の皆様のご理解とご協力の程をよろしくお願い申し上げます。なお、本日議会に提案する案件につきましては、同意が2件、議案が5件、認定が2件となっております。各議案等の内容については事務局長から提案理由の説明の中で申し上げますので、これらの提案につきまして議員所見のご審議をお願い申し上げまして、議会開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長 神谷嘉栄 日程第1 議会運営委員の

選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については委員会条例第3条の規定によって、石垣大志議員及び花城勝男議員を指名したいと思ます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議長 神谷嘉栄** 異議なしと認めます。したがって、議員運営委員は石垣大志議員及び花城勝男議員に選任することに決定しました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、議席18番 石垣大志議員及び19番 新垣一史議員を指名します。

日程第3 議席の指定を行います。

崎浜議員の任期満了に伴いまして、本部町より選任されました松田大輔議員の議席は5番に。徳田議員の任期満了に伴いまして、与那原町より当選されました志村幸司議員は17番に。会議規則第4条第2項の規定によって指定いたします。

日程第4 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日も1日間にしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議長 神谷嘉栄** 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日も1日間に決定しました。

日程第5 諸般の報告を行います。本定例会の会議に出席を求めた説明員の職、氏名はお手元に配りました名簿の通りです。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されていますので、事務局にて閲覧に供しておりま

す。

8月3日に議長議会運営委員会委員長会議を開催しました。

8月12日に全員協議会を開催しました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第6 一般質問を行います。発言の時間について申し上げます。本日の一般質問についての発言は、同一議員につき15分以内とします。順次発言を許します。

議席14番 宮里歩議員。

**○14番 宮里歩** 通告に従いまして、一般質問を行います。

質問事項1点目①介護の補足給付制度について。

質問用紙の(1)特別養護老人ホーム等の介護施設に入所する低所得者の食費、居住費などを減額する補足給付金制度が8月から変更されるようですが、主にどういった内容の変更があるのか伺います。

(2)住民税非課税世帯などの低所得者層の多くが補足給付制度の対象と思われますが、8月からの変更による制度の対象外となる方々が何割位いるのか伺います。

再質問は議席にて行います。よろしくお願いたします。

**○議長 神谷嘉栄** 比嘉利季子業務課長。

**○業務課長 比嘉利季子** ご質問(1)についてお答えします。介護保険施設における食費、居住費については、在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から、一定以上の収入のある方について負担能力に応じた負担となるよう見直されました。ただし、居住費の負担限度額については変更ありません。また、生活保護受給者や高齢福祉年金受給者等の第1段階の負担限度額も変更ありません。主な変更点としては、次の4点です。

1点目は、現行の第3段階の保険料の所得段

階とあわせて、第3段階①と第3段階②の2つの段階に区分されました。

2点目は、預貯金等の基準について、利用者負担段階に応じて設定されました。

3点目は、食費が給付外となっているデイサービス等との公平性の観点から、ショートステイ利用の際の食費について所得段階に応じて設定されました。

最後に、第3段階②については施設サービス利用の際の食費が、第4段階の本人支出額との差額を概ね2分の1の額を上乗せするよう変更されました。

ご質問(2)についてお答えします。今回の制度の改正により、給付の対象外となるのは所得段階に応じて基準額が設定されたことにより、預貯金等の上限額を超過する場合となります。これまで単身1千万円以下、夫婦2千万円以下だった上限額が、第2段階で単身650万円以下、夫婦1千650万円以下。

次に、第3段階①で単身550万円以下、夫婦1千550万円以下となり、最後に第3段階②で単身500万円以下、夫婦1千500万円以下に設定されました。

例えば、単身で750万円程の預貯金等がある利用者の場合、昨年度までは基準額を下回っているため承認となりましたが、改正後は基準額を上回っているため、不承認となります。今回の制度の改正により、令和3年7月2日までの受付分についてお答えいたしますと、申請2千630件の内対象外となったのは、53件で約2%となります。

○議長 神谷嘉栄 宮里歩議員。

○14番 宮里歩 再質問させていただきます。

施設に入る入居者の食費や居住費の負担は、介護保険制度ができた2000年当初から法律が改正される2005年頃までは介護保険に含まれていたとしています。しかし、国はホテル宿泊

時と同様に払うべきと法律を改正して、翌年の2006年からは食費や居住費について全額自己負担になりました。それではあまりにも負担が大きいとされたことから、住民税非課税世帯の負担の軽減策として補足給付制度が導入されたとしています。今月からは第3段階の層を2つに分けるということでご説明がありました。食費負担と収入要件が第3段階の層を2つに分けることによって細分化されるということなのですが、そうすると同じ第3段階の層でも収入要件によっては負担額が増える人とそうでない人と分かれていくと思うんですけど、その該当者への周知方法はどのように行うのでしょうか。今介護保険の保険限度額の認定書が手元に届く時期になるのかなというふうに思うんですけど、問い合わせなど聞こえてくる声がありましたら、お願いしたいと思います。

○議長 神谷嘉栄 比嘉利季子業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 お答えいたします。周知方法について、どのような周知方法で対象者の方にお知らせしているかということですね。施設を利用されている方々、その方々に対してショートステイ等使っている方に対して6月現在使っている方に対して全件通知を行なっていて、後また利用されている施設の方に相談員等がいらっしゃるんですけどその方々へお知らせをお渡ししているというふうに。後また、広域連合のホームページ等。後、ケアマネージャー等を通してお知らせしている次第でございます。

○議長 神谷嘉栄 宮里歩議員。

○14番 宮里歩 はい。やはり制度が変わったことにより、今まで第3段階にいた方々でもやはり先程ありました53件ですか、約2%の方が対象外となるということでやはり負担額が増えてしまうということで、驚かれる方多いかと思うんですけど。やはり丁寧な説明がそれぞれの方々に利用者にしていくことが求められていくかと思います。今コロナ禍で大変看取りに

関しても自粛で家に閉じこもる状況があったりとかして、家計の負担増っていうのはどの世代の段階でも増えてっていうのがあります。それに追い打ちをかけるようなこの制度の改悪、国がやっているっていうことでもありますが、本当にこれは高齢者いじめでないかなというふうに私自身感じております。この負担増になった方々への救済措置というんでしょうか。大分上がるんですよ、月額負担増ですね。そこら辺の何か救済措置等は何かあるのかどうかというところをお聞かせいただけますでしょうか。

**○事務局長 具志堅兼栄** はい。再質問お答えします。負担がかかる利用者についての救済措置はということですが例えば負担額に対してですね、救済するとなると一般財源でしか対応が出来ないですね。その一般財源になりますと我々が広域連合 29 市町村の負担金をいただいて運営している都合上ですね、全市町村の合意を得て、それとこの制度自体がですね先程議員がお話しておりました通り、平成 17 年の 10 月に保険対象から保険対象外、27 年に所得が課税をされるようになったというその歴史的な背景に基づいて今回改正がされている訳ですので、これについては今給付補填をする考え方もっております。制度的にですね、変更になる場合については当然、利用者については徹底的に周知するという考え方ですのでこの辺でご理解をもらう考えでございます。

**○議長 神谷嘉栄** 宮里歩議員。

**○14番 宮里歩** あと、今回の不足給付について資産の要件も強化されていると思うんですけど、預貯金の資産要件では第 1 段階から第 3 段階まで現行では 1 千万円以下とされていますが、これも段階で変わるようなんですが、預貯金の確認作業の主体というのはどこになるんでしょうか。それから、必要に応じて金融機関等の照会を行うとされてるんですけども、これまでの照会方法はどんなときにされているんで

しょうか。今月からの資産要件の変更になることによって、何か変わる点とかもあるのかどうかお聞かせ下さい。

**○議長 神谷嘉栄** 比嘉利季子業務課長。

**○業務課長 比嘉利季子** はい。この預貯金の確認方法はですね、市町村の窓口の方で、申請の際にご本人又は家族の方が預貯金の方の申請するような申請書用紙があって、そこで市町村で空白になって広域連合にくる場合があるんですね。その時に申請の際に同意書といって預貯金について銀行さんに調べてもいいですよ、ということで同意書を市町村でもらって申請に上がってくるので、それで預貯金調査を広域連合の方で行って確認をいたします。以上です。

**○議長 神谷嘉栄** 具志堅兼栄事務局長。

**○事務局長 具志堅兼栄** 預貯金についてはですね、広範囲に預貯金を確認するものがあるんですね、例えば預貯金普通・定期、これは通帳の写しになります。それと有価証券株式・国債・地方債・社債とありますけどもこれは証券会社が発行する残高の写しとなる。それと、金・銀。金も今は高価になっておりますので、金・銀の場合については購入先の口座残高の写しとかも出てきたりしますし、投資信託も銀行とかの証明などが出てきます。あと現金についてはですね、自己申告の中での確認になりますので、そういうものを確認して確認ができない場合は先ほど担当課長からお話しがありました通り、書類に基づきまして銀行等に確認をするという形になります。

**○議長 神谷嘉栄** 宮里歩議員の質問を終わります。

続きまして、議席 12 番 森山悟議員の質問を許します。

**○12番 森山悟** 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響について。①介護保険広域連合の各課、業務にどのよ

うな影響が生じたか。また、その影響への対応策について伺う。

2. 保険者機能強化推進事業について。①令和2年度議会臨時会において、特別会計補正予算2号で計上した、保険者機能強化推進事業市町村補助金についての実績と、令和3年度の申告状況について伺う。②補助金交付により、市町村に与えた効果について伺う。③コロナ禍により、高齢者の外出控えが生じ運動機能、認知機能に支障が生じたと思います。市町村においては、高齢者のワクチン接種もほぼ終了し、これからはコロナ禍で衰えた運動機能、認知機能を向上させる必要があります。この対応策として市町村に身近で高齢者が通える通いの場を設置できればその効果も発揮できるのではないかと考えています。保険者機能推進交付金、又は保険者努力支援金交付金を活用した展開はできないか伺います。

他の再質問については議席にて行います。よろしく願いいたします。

○議長 神谷嘉栄 内原英洋次長兼総務課長。

○次長兼総務課長 内原英洋 森山議員のご質問(1)の①新型コロナウイルス感染症の影響についての総務課の業務への影響及び対応策について、コロナ禍で新たに対応したことについてお答えします。庁舎管理においては庁舎入口に来庁者や職員の検温のためのサーモカメラの設置を始め、事務所内やトイレへの手指消毒液の設置、窓口へのアクリル板の設置など、感染対策に努めています。次に、職員の体調管理の観点から出勤時の個人体調管理表の提出を義務付け、緊急事態宣言時には職員の出勤削減を行い、感染防止を徹底しています。構成市町村・事業者との会議・研修会等についてはリモート開催を促し、リモート開催ができない場合にはアクリル板の設置や、フェイスガードの装着、室内換気の徹底など、感染対策を講じながら会議を開催しています。地域支援事業において

も、構成市町村から「通いの場」の受け入れが厳しいなどの相談に対し、地域支援推進員等を通して実施方法の工夫や、他に出来る取り組み等について相談や支援を行っております。

○議長 神谷嘉栄 比嘉利季子業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 業務課では、指定介護サービス事業所の指導、監督業務に影響がございました。実地指導では事業所への訪問が困難となったため、点検書類を借用し事業所、職員との接触を極力避けながら対応しております。また、集団指導におきましては集合形式による指導ではなく、Web開催により実施しております。

○議長 神谷嘉栄 大城朝敏認定課長。

○認定課長 大城朝敏 森山議員より質問ありました、新型コロナウイルス感染症に関する各課業務への影響及び対策についてお答えいたします。認定課における影響が生じた業務は、まず1つ目に直接高齢者と接触する認定調査の実施。2つ目に5名程度の専門職で行う認定審査会の開催。この2点となります。

まず、認定調査の対策としまして更新申請につきましては、国が臨時的取扱いとして提唱する認定を行わず、有効期間を12か月延長する施策を推進し、接触機会の軽減を図りました。新規申請及び区分変更申請については、臨時的取扱いが適用できないことから認定調査を実施しました。また、更新申請につきましても調査を希望される被保険者については調査を実施しております。調査の実施にあたっては、毎日体温管理、体調管理ですね。必要に応じてフェイスガードや手袋の装着。また、リモート調査等感染対策を講じて調査にあたっております。

次に、認定審査会につきましては、各員の間隔を十分にとった状態で換気を行いながら開催。また、リモートでの開催等で対応しております。

○議長 神谷嘉栄 野原学会計課長。

○会計課長 野原学 会計課について答弁いたします。

会計課においては、徴収員の保険料徴収などに影響が出ております。

○議長 神谷嘉栄 内原英洋次長兼総務課長。

○次長兼総務課長 内原英洋 森山議員のですね、質問2. 保険者機能強化推進事業について、順次お答えしていきたいと思っております。(1)については、令和2年度の保険者機能強化推進交付金事業の実施市町村は23市町村で、特別枠1事業を含め38事業が実施され、交付額は2千952万1千円となり、予算額に対する執行割合は、65.7%となっています。令和3年度の事業については、6月に行なった第1回目の交付申請では、16市町村で30の事業を交付決定しておりますが、現在新たに読谷村と宜野座村の2村が、事業実施に向けた調整を行っているところであります。第1回の交付申請における補助金の交付決定額は、2千95万4千円となっています。引き続き、推進交付金を積極的に活用した事業が実施されるよう、構成市町村への周知に取り組んでいきたいと考えております。

次に、(2)についてお答えします。(2)について、令和2年度から新たな事業として取り組んでいます、保険者機能強化推進交付金事業については、新型コロナウイルスの感染症の蔓延により苦しい状況でありましたが、構成市町村と連携を図りながら事業を実施することができました。令和2年度に実施した事業は、介護予防・健康づくりにつながる事業が10市町村で15事業。運動機能の維持・向上につながる事業が10市町村で12事業。閉じこもりの予防につながる事業が7市町村で8事業。栄養状態の維持・向上につながる事業が3町村で3事業が実施されました。事業効果につきましては、推進交付金事業の特徴として、すぐに数値的に確認出来るような効果が表れるものではありませんが、今回構成市町村が自ら企画立案して事

業を実施できたことが大きな効果だと考えております。今後、事業を安定的に継続して実施することで将来的に数値が明確になり、事業効果が検証されるものだと確信をしております。広域連合としましては、推進交付金を活用した事業効果が発揮できるように、構成市町村が実施する事業の支援を強化するため、昨年度より推進交付金を活用して地域支援事業の推進員を配置し、構成市町村別の地域分析資料の作成を行い、そのデータを基に地域の特性や傾向を把握し、構成市町村の担当者へ随時情報を提供するなど、これまで不十分であった構成市町村への支援の強化を図ることができました。これにより構成市町村では地域の現状や課題が分析されたデータを活用することで、今後の事業実施に向けて参考になるものと考えています。今後も構成市町村と連携を図りながら保険者機能強化推進事業を始め、各事業の取り組みについても構成市町村の事業実施を支援し、事業の充実を促していきたいと考えております。

次に(3)について。通いの場は高齢者が容易に通える範囲として歩いて15分、片道400m以内で週1回以上継続して行える、通える場所で実施することが理想とされています。現在構成市町村の数か所のみでは、通いの場が未設置となっているため、保険者機能強化推進交付金を財源として配置している地域支援事業推進員が、市町村サポートプログラムを作成し、構成市町村と連携し、住民主体で運営する通いの場の立ち上げに向けた支援を行っております。交付金を活用した事業展開については、保険者機能強化推進交付金は介護予防を目的とした教室の開催、通いの場などの立ち上げに必要な機器購入費用など、認知症予防のプログラムの実施により推進交付金の活用ができるのと考えております。実例を上げますと、読谷村ではコロナ禍での活動自粛の中、地域のFMラジオ局と連携し、介護予防の取り組みについて放送するな

ど、高齢者の介護予防、健康づくり事業に活用されています。このように、市町村が取り組む保健福祉事業に対して推進交付金を活用することで、市町村が地域の実情に即した様々な事業を展開することができます。また、保険者努力支援交付金については、現在構成市町村が行う地域支援事業を実施するために、必要な財源の一部である介護保険料の負担を軽減するために、支援交付金を活用していますが、今後構成市町村の「通いの場」等の事業が拡充された際には支援交付金を有効活用できるよう、検討しています。以上です。

○議長 神谷嘉栄 森山悟議員。

○12番 森山悟 それでは再質問させていただきます。各課業務の影響または対応策についての再質問を行います。

総務課に対してですね。第9期介護保険事業計画から実施を予定している、保険料の均一化に向けて地域支援事業を充実化・強化することは不可欠だと思いますが、構成市町村との連携はどのように行っていますか。

○議長 神谷嘉栄 内原英洋次長兼総務課長。

○次長兼総務課長 内原英洋 お答えします。広域連合の方ではですね、コロナ禍ということもありまして市町村との実際に訪問して、今現在個別の訪問等できていませんが、今月の下旬頃からですね、各構成市町村の個別相談会を実施したいというふうに考えております。その中では事前にですね、事前調査ということでアンケート調査を行い、その中で調査の際にこの内容を確認する。あとは、広域連合による地域の支援事業の推進員の活用など。あと、先程の推進交付金・支援交付金に対する要望事項等についての確認をしていきたいというふうに考えておまして、今後この個別での相談において、今年度の地域支援事業についての展開を考えているところであります。

○議長 神谷嘉栄 森山悟議員。

○12番 森山悟 ありがとうございます。

続きましてですね、再質問。業務課の方ですね。介護事業者はコロナから利用者を守るため相当な負担を強いられ、疲弊しています。その負担や疲弊を軽減するためには、広域連合や市町村の担う役割が大きいと思います。広域連合は、構成市町村、介護事業者の3者が連携を密にすることでコロナ禍における利用者の安心安全を確保することが可能と考えていますが、当局の取り組みまたは考えがあればお答え下さい。

○議長 神谷嘉栄 比嘉利季子業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 業務課の方では私達スタッフと現地にいる事業所ですね、そこに私たちスタッフが実地指導等を行う場合に書類等・・・以前、コロナ禍前の前年度までは事業所に出向いて、訪問して実地指導していた経緯があるのですが、今回コロナ禍の中ではそれが難しいということで、それでコロナ感染予防対策のために書類を借用して、それで一旦持ち帰って確認をしてコメント等または書面でもって全部やり取りをしています。そこを今後このような感染予防のためにはですね、やっぱりオンラインを使つてのテレビ電話会議と、そういったもので感染防止対策を進めていくように今準備をしているところであります。

○議長 神谷嘉栄 比嘉利季子業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 コロナ禍での当局の役割という部分でやはり事業所の方は利用者の方に出向いて行くことも難しい状態というのが今あって、それを私達当広域連合の方では国の施策ですね、例えばケアマネジメントの方でもケアプラン作成によって、一連のプランの中で必ずしも訪問しなくても、居宅訪問しなくてもモニタリングをきちんとすることによって請求が認められることがあったりするので、そういった国の施策を十分に活用することとか。あとまた、そういった国の補助金等の紹介をする

とか。そういったことを十分にやっけていくことがコロナ禍においてとても大切なことだと考えております。

○議長 神谷嘉栄 森山悟議員。

○12番 森山悟 ありがとうございます。

続きましてですね、認定課の方なんですけど令和2年度の認定調査における臨時的取扱いの人数、令和3年度の7月末時点の人数並びに新規認定、区分変更認定の取扱いはどうなっているか伺います。仮に、令和3年度のコロナによる臨時的取扱いを行った場合、令和4年度における影響が大きいと考えますが、その影響と対策についてお願いいたします。

○議長 神谷嘉栄 大城朝敏認定課長。

○認定課長 大城朝敏 お答えいたします。まず令和2年度の臨時的取扱いを実施した件数については、6778件の臨時的取扱いを実施しております。これはですね、申請した全体はですね、1万4334件の内の件数となっております。次に、令和2年度の時点のですね…

○議長 神谷嘉栄 暫時休憩いたします。

休 憩 (午後2時45分)

~~~~~

再 開 (午後2時46分)

○議長 神谷嘉栄 再開します。

○認定課長 大城朝敏 すみませんでした。まず令和3年度ですね、臨時的取扱いを。8月5日時点でですね、臨時的取扱いを行っている件数につきましては、4163件となっております。臨時的取扱いについてはですね、質問ありました通り12月ということになりますので、通常であれば12月から48ヵ月、48月まで延長できるというところなんですけれども、それが全て12月になるということですね、件数の増大が予想されております。またですね、被保険者についてもやはり調査とか実施せずに12月延長されているということですね、対象の内容等もまだしっかり確認ができていない

状況がありまして、翌年度についてはですね、その件数の増大が一番の課題となっております。実際このままいくと、また認定の遅延、大きな遅延に関わってくるというところになりますので、今コロナの間ですね、認定が少ない状況の中でとれる対策としてですね、調査の実施件数を増やしていくとかですね、審査会の簡素化を含めてですね、次年度遅延が可能な限り減らせるような対策を現在実施しているところがあります。

あとですね、新規申請と区分変更申請についてはですね、前年と同様実際調査を行わないと認定の方が出せないというところもありますので、実際調査に行く際についてはですね、勿論風邪症状がないとか体温を確認とかですね、あと実際調査する際には手袋・フェイスガード等を着用しながらですね、実施しております。また、あのどうしても対面でのことが気になる利用者の方からあればですね、タブレット等を活用したですね、リモートでの調査の方も実施しております。

このまま令和3年度もずっとコロナの状況が続く中で令和4年度まで引っ張っていくとですね、先程もちょっとお話ししたように認定件数の方がかなり増大していくという状況があります。ですので対応としてはやはり、コロナが続く間はどうしてもこの臨時的取扱いという利用者の要望に応じてですね、実施していきながら。あと新規と区分変更、後また更新の要望がある方にはですね、可能な限り感染対策しながらですね調査の方に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長 神谷嘉栄 森山悟議員。

○12番 森山悟 続きましてですね、会計課の方にですねお聞きしたいと思います。令和2年度においてコロナによる保険料の減免をした人数・金額・補填財源並びに令和3年度のコロナ減免の方針等があれば示して下さい。

○議長 神谷嘉栄 野原学会計課長。

○会計課長 野原学 はい。それでは回答いたします。令和2年度コロナ減免についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための介護保険料の減免に関する規則を制定いたしまして、期限を3月31日で区切る規則を制定いたしまして、減免した件数が216件、それから金額で954万624円を減免いたしました。この令和2年度についての財源であります。減免総額の10分の4が特別調整交付金として国の方から財政支援されまして、残りの10分の6が補助金として国から交付されております。これは令和2年度についてです。令和3年度についてなんです。令和3年度についても同じく、また規則を制定しておりますが、今年度の国からの財源については10分の4が特別調整交付金として財政支援されますが、残りの10分の6については財政支援がありませんので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、市町村が充当可能であることから市町村負担として対応していきたいというふうな方針でございます。

○議長 神谷嘉栄 森山悟議員。

○12番 森山悟 続きまして、大きい2番なんです。保険者機能強化推進事業についてなんです。先程聞いた中で保険者機能推進交付金をうまく活用してですね、認知症やラジオの放送とかで、高齢者の方にしっかり還元しているということで、大変良い取り組みだなと思えました。私から再質問というよりは要望ということでコロナ禍においてですね、高齢者及び介護要支援者は日常生活を営む上で大変苦勞をしております。高齢者等が安全安心で住み慣れた地域で自立した生活を続けていくためには、質の高い介護サービスの提供と地域で高齢者を支える仕組み作りが大切です。これからも構成市町村との連携を図りながら広域連合の役割をしっかりと果たしていただきますよう、よろしく

お願いいたします。これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長 神谷嘉栄 これでは森山悟議員の質問を終わります。

続きまして、議席13番 伊計裕子議員の一般質問を許します。

○13番 伊計裕子 こんにちは。それでは質問通告に従いまして質問いたします。

質問事項1. 2021年度報酬改定について。質問用紙(1) コロナ禍の下、3年に一度の報酬改定が4月に行なわれています。0.70%微増の改定、人員や施設基準の緩和など、様々な改定がありますが事業所や職員、利用者への影響を伺います。

(2) 2020年の法人福祉介護事業倒産は118件に達し、過去最多を更新したとのこと。広域連合内と県内の事業所の倒産件数をお知らせ下さい。また、倒産を防ぐための施策を伺います。では、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長 神谷嘉栄 比嘉利季子業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 ご質問(1)についてお答えします。事業所及び職員について、主なものは感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供される体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等が義務付けられました。他には、署名・押印の見直しやICT、電磁氣的記録の活用、ハラスメント防止の強化が実施されることによって職場環境が改善されます。利用者につきましては、基本報酬及び各種加算の見直しにより一部の利用者においては自己負担額の増加につながることも考えられます。一方、介護サービスの質の強化やデータ活用が推進されることにより、自立支援・重度化防止に向けた質の高いサービスを受けることが可能になります。また、認知症にかかる取り組みの情報公表と、無資格の介護職員への認知症介護基礎研修受講が義務となり、認知症高

齢者の尊厳が保障され、本人主体の介護が提供されるようになります。

ご質問（２）についてお答えします。広域連合内と県内の事業所の倒産件数について沖縄県へ問い合わせたところ、老人福祉介護事業倒産に関する情報は確認できませんでした。よって、沖縄県及び広域連合が指定する事業所の廃止状況について回答させていただきます。2020年度中に県指定の事業所が76事業所、当広域連合指定の事業所が12事業所、廃止となっております。廃業に至るのは人材の確保が難しいとの理由が多く、国や県が実施する介護人材確保対策事業について普及・促進していくことや、事業所等に寄り添ったきめ細やかな相談体制の構築を図って参ります。

○議長 神谷嘉栄 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 ご答弁ありがとうございます。報酬改定についての私の認識とかなり違うのですが、今回の改定では大きく5つの点が改定されたということですが、その中で感染症や災害への対応の強化というところで、防護服だとか消毒液等備品の確保、それから職員の宿泊施設の確保などということがありますけれども、その確保のための財源とかはこの事業所の負担になるのか、県の広域の方でやるのか、国の方で財源確保できているのか、その辺分かりましたらよろしくお願いします。

○議長 神谷嘉栄 比嘉利季子業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 只今の感染症に対する防護服とかマスクや手袋等の財源等について、当広域連合の補助金等はなく県の方、市町村から補助金を申請しましてそれでやるのか。あとまた、事業所の方が直接補助金をいただくというような仕組みで。当広域連合は特に財源は持っていません。

○議長 神谷嘉栄 具志堅兼栄事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 すみません、私の方から少し補足をさせていただきますが、今回の

ですね改定率0.7%増です。その中にはですね、議員から質問がありました消毒液とかそういう物価動向による物件費の影響などもこれに含まれております。今回の0.7%のですね、改定の主なものとしては介護職員の人材確保と処遇改善、それと先程申し上げました物価動向による物件への影響への補填などです。それですね、全てのサービスの基本報酬額にその上昇分が含まれてますので、基本的には報酬改定の中で対応するという事です。それと高額なものにつきましてはですね、先程業務課長からもお話がありましたように、国や県の補助金を活用して事業所が対応するという形になります。

○議長 神谷嘉栄 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 わかりました、ありがとうございます。ただ、この報酬改定が微増だったり減らされたりという・・・

○議長 神谷嘉栄 休憩します。

休 憩（午後3時01分）

~~~~~

再 開（午後3時02分）

○議長 神谷嘉栄 再開します。

○13番 伊計裕子 そういう中で減らされるとかいう中で、0.7%とか今おっしゃったようなものに結び付くのかな、と自分としては不安があります。

別の質問にいきます。現在、介護施設とかでPCR検査が結構定期的に行われていますけれども、これは沖縄県が独自に行っているようなんですが、本当はやっぱり全国的に国がやるべきではないのかと思います。その辺のご見解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長 神谷嘉栄 暫時休憩します。

休 憩（午後3時03分）

~~~~~

再 開（午後3時04分）

○議長 神谷嘉栄 再開します。比嘉利季子業

務課長。

**○業務課長 比嘉利季子** 只今の質問の回答になりますが、特別調整交付金で地方創生臨時交付金、それから国から10分の6各市町村に新型コロナウイルス感染症対策ということで交付金があります。なので市町村でPCR検査等を計画して、この分を国に申請して国に財源手当てをしていただくというのが答えであります。

**○議長 神谷嘉栄** 具志堅兼栄事務局長。

**○事務局長 具志堅兼栄** すみません、少し訂正をさせていただきます。財源等についてはですね、国が交付してます、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金というのが都道府県・市町村に交付されてるんですが、交付については市町村・都道府県で優先順位をつけて対応する訳です。その中でPCRの処置をするために充填するところもございますし、それ以外について処置をするところもございます。しかしながら、原資につきましては地方創生臨時交付金という原資がございますので、最終的には国が補填をしているという形の部分にもなります。ただ、実際にですね対象としない職種があるんですね。そういう職種については市町村の考え方・都道府県の考え方で、この優先順位の中でそういうPCRに重点的に処置をするという手段が取れますのでそういう形で対応されているということです。ですから、全てが都道府県の負担ということにはなりません。

**○議長 神谷嘉栄** 伊計裕子議員。

**○13番 伊計裕子** 今おっしゃったように国からももちろん出ています。ただ、おっしゃったようにそれをどういうふうにするのかというのはそれぞれの市町村・都道府県の財政的な力だったり、考え方だったりというのがあるので、今こんなに大きく感染が爆発されているような状況の中では、やはり国が責任を持ってやるべきなんじゃないかなというのが私の考えです。

それでは次に移ります。テクノロジーの活用ということでICTとか色々ありますけれども、それを活用することによって夜間の人員配置の基準を緩和するというのが今回出されていることに対してすごく不安を感じるんですけども、例えば認知症のグループホームの夜勤体制が現在は1ユニット1人以上だったものが、利用者の安全確保や職員の負担を理由にしつつありますけど、3ユニットの場合にその例外的に夜勤2人以上というような職員の負担が逆に大きくなるような。あとは、利用者の不安が大きくなるようなそういうようなちょっと改定になっているのではないかと思います、いかがでしょうか。

**○議長 神谷嘉栄** 具志堅兼栄事務局長。

**○事務局長 具志堅兼栄** お答えします。例えば認知症のグループホームの夜勤職員体制、先程ご質問がありました、これは基本原則としましては、利用者の安全確保が基本原則となります。その基本原則の中で3ユニットの場合において選択制の下で、例外的に夜勤2人以上の配置を選択することも可能にすると要は選択範囲を広げたということです。ですので、そのための条件としてはテクノロジーのですね活用しなければいけないというのが条件とされています。介護事業所の中で、これを積極的に活用する事業所があれば例えばテクノロジー、ICTが整備されていないところについては、これが利用できないところもあります。しかし、そういう部分も含めて財源措置というのは当然やられている訳なんですね。ただ、財源措置をやられているからこれが実施できるかという、それはその介護事業所の組織の体制等もございしますので、その辺については選択制の中でその介護事業所がより有効的な選択をして頂くという形のものになります。

**○議長 神谷嘉栄** これで伊計裕子議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩（午後 3 時 10 分）

~~~~~

再 開（午後 3 時 22 分）

○議長 神谷嘉栄 再開いたします。

日程第 7 これから 同意第 2 号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

具志堅兼栄事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 同意第 2 号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についてご説明します。

本件は、本広域連合の島袋秀幸副広域連合長が令和 3 年 4 月 27 日付で任期満了になったことから、沖縄県介護保険広域連合規約第 12 条第 3 項の規定に基づき、宮城光正北大東村長を副広域連合長として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

2 枚目に履歴書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第 2 号 沖縄県介護保険広域連

合副広域連合長の選任についての採決をします。

お諮りします。本案は原案の通り同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従いまして、同意第 2 号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任については、原案の通り同意されました。

日程第 8 これから 同意第 3 号 沖縄県介護保険広域連合の識見を有する監査委員の選任についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

具志堅兼栄事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 同意第 3 号 沖縄県介護保険広域連合の識見を有する監査委員の選任についてご説明します。

本件は、本広域連合の識見を有する監査委員比嘉善弘氏が令和 3 年 8 月 22 日付で任期満了となることから、地方自治法第 196 条第 1 項の規定並びに沖縄県介護保険広域連合規約第 16 条第 2 項の規定に基づき、識見を有する監査委員として比嘉善弘氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

2 枚目に履歴書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 沖縄県介護保険広域連合の識見を有する監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は原案の通り同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従いまして、同意第3号 沖縄県介護保険広域連合の識見を有する監査委員の選任については、原案の通り同意されました。

日程第9 議案第15号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

具志堅兼栄事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第15号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定についてご説明します。

本件は、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定に基づき、本広域連合の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関として「株式会社沖縄海邦銀行」を令和3年10月1日から令和5年9月30日までの期間を付して指定するため、議会の同意を求めるものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って、議案第15号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定については原案の通り可決されました。

日程第10 議案第16号 沖縄県介護保険広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

具志堅兼栄事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第16号 沖縄県介護保険広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本件は、地方自治法第245条の4、第1項及び第252条の17の5、第1項に基づく地方公共団体への押印見直しに関する国の技術的な助言を受けて、押印の見直しと併せて宣誓に関する条文等についても、国の「職員のサービスの宣誓に関する政令（令和3年政令第68号による改正）」にならって改正するものであります。この条例は、公布の日から施行します。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

か。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 16 号 沖縄県介護保険広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って、議案第 16 号 沖縄県介護保険広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例は、原案の通り可決されました。

日程第 11 議案第 17 号 沖縄県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。  
具志堅兼栄事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第 17 号 沖縄県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

本件は、職員の人事管理の効率化を図るために、年次有給休暇を暦年管理から年度管理へ変更するために所要の改正を行うものであります。改正により、これまでの 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間が、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間となります。この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行します。制度変更により、職員に不利益が生じないように経過措置を施しております。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 神谷嘉栄 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 17 号 沖縄県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って、議案第 17 号 沖縄県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案の通り可決されました。

日程第 12 議案 18 号 令和 3 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。  
具志堅兼栄事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案 18 号 令和 3 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第 1 号)について、ご説明いたします。

第 1 条歳入歳出予算の補正は、既存の歳入歳出予算の総額に歳入歳出するそれぞれ 1 億 898 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 16 億 7,260 万 8,000 円とするものであります。第 2 条は、債務を負担する行為をすることができる事項、

期間及び限度額を「第2表 債務負担行為」として定めるものであります。内容について、3ページでご説明をいたします。

債務負担行為をする事項は、人事給与システム導入業務、期間は令和3年度から令和8年度まで、限度額は1千6万5,000円であります。税制改正に伴い、既存のシステムでは対応できないことから新たに人事給与システムを導入するもので、5年間のリースを予定をしております。

次に、補正内容についてご説明します。まず、歳入から事項別明細書でご説明します。6ページをお開き下さい。

1款1項負担金730万3,000円は、前年度の実績等に伴う追加負担金であります。

3款1項国庫負担金1,103万8,000円は、低所得者保険料軽減負担金の現年度分と過年度分の負担金であります。

3款2項国庫補助金85万2,000円は、介護保険報酬改定等に伴うシステム改修事業補助金であります。

7ページをお願いします。

4款1項県負担金551万8,000円は、低所得者保険料軽減負担金の現年度分と過年度分の負担金であります。

2項県補助金319万円は、離島等介護サービス確保渡航費等事業補助金であります。

7款1項基金繰入金4,491万3,000円は、歳出に対する歳入不足を補うために財政調整基金から繰入するものであります。

8ページをお願いします。

8款1項繰越金3,616万6,000円は、令和2年度決算剰余金の確定による追加補正であります。

次に歳出についてご説明します。9ページをお開き下さい。

2款1項総務管理費1,932万6,000円は、1目一般管理費36万2,000円は、リモート会議

に対応するためのパソコン等賃借料であります。4目財政調整基金費1,808万4,000円は基金での積立金となります。5目会計管理費88万円は、指定金融機関業務委託費4ヵ月分であります。

2款2項賦課徴収費134万1,000円は、職員の産休・育休に伴う代替職員の人件費であります。

10ページをお願いします。

2款3項調査認定費443万3,000円は、南部調査認定事務所の移転に伴う新事務所の9月以降の賃借料であります。

2款4項給付管理費4万2,000円は、交通事故等による第三者行為求償事務手数料であります。

2款7項離島等支援事業費425万9,000円は、離島地域に介護サービスを提供するために介護事業者が渡航した場合に交付する補助金であります。

11ページをお願いします。

4款1項償還金及び還付加算金5,670万1,000円は、前年度実績に伴う償還金で構成市町村への償還分であります。

4款3項繰出金2,207万8,000円は、低所得者保険料軽減分として特別会計に繰出すものであります。

5款1項予備費80万円は、予備費充当により残高が少額になったことにより追加するものであります。

12ページの給与費明細書、13ページの債務負担行為調書については、ご説明を省略させていただきます。

以上で一般会計補正予算（第1号）のご説明といたします。

**○議長 神谷嘉栄** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って、議案第18号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号)は、原案の通り可決されました。

日程第13 議案第19号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

具志堅兼栄事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第19号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

特別会計補正予算第1号は、既存の歳入歳出にそれぞれ6億9,835万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を364億1,967万7,000円にするものです。

今回の補正は、前年度の実績に伴う精算処理及び介護給付準備基金への積立が主な内容となっています。

まず歳入から事項別明細書でご説明します。

5ページをお開き下さい。

2款1項負担金2,375万1,000円は、前年度実績に伴う市町村介護給付費追加負担金、地域

支援事業負担金であります。

3款2項国庫補助金1億9,508万3,000円の減額は、交付申請に基づき決定された現年度分調整交付金を減額するものであります。

8款2項一般会計繰入金2,207万8,000円は、低所得者保険料軽減繰入金として一般会計から繰入れるものであります。

6ページをお願いします。

9款1項繰越金8億4,606万7,000円は、令和2年度決算剰余金の確定による追加補正であります。

11款3項雑入154万4,000円は、第3者納付金と地域支援事業費精算に伴う返還金であります。

次に歳出についてご説明します。7ページをお開き下さい。

2款2項包括的支援事業・任意事業費23万5,000円は、介護給付費適正化事業に従事する会計年度任用職員の人件費を追加計上するものであります。

5款1項基金積立金1億2,790万5,000円は、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために介護給付費準備基金に積立するものであります。

8ページをお願いします。

7款1項償還金及び還付加算金5億7,021万7,000円は、第1号被保険者保険料還付金と前年度実績に伴う介護給付費と地域支援事業費の精算返還金が主であります。

9ページ、給与費明細書については、説明を省略させていただきます。

以上で特別会計補正予算第1号のご説明といたします。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って、議案第19号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第1号)は、原案の通り可決されました。

日程第14 認定第1号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

具志堅兼栄事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 認定第1号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明します。

この決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見書を付して、議会の認定に付するものであります。

それでは、令和2年度一般会計歳入歳出決算書により、歳入からご説明をします。決算書の1ページ・2ページをお開き下さい。

歳入合計は、予算現額15億8,626万6,000円に対しまして、調定額、収入済額とも15億8,517万9,829円で、予算現額と収入済額との比較は108万6,171円の減となっております。収入済額は、前年度に比べ3億1,521万6,602

円、24.82%の増となっております。

歳入全体の調定額に対する収入率は100%、予算に対する収入率は99.93%であります。

次に歳出についてご説明します。3ページ・4ページを。

歳出合計は、予算現額15億8,626万6,000円に対しまして、支出済額15億3,801万3,033円、不用額4,825万2,967円となっております。支出済額は、前年度に比べ3億733万5,741円、24.97%の増、歳出全体の執行率は、96.96%で0.17ポイント上回っております。

それでは、決算書の1ページに戻りまして、歳入について収入済額を基本に前年度対比でご説明をさせていただきます。

1款分担金及び負担金は、10億3,504万4,273円で前年度と比べ7,439万7,220円、7.74%の増となっております。

2款使用料及び手数料は、274万5,500円で前年度と比べ18万7,100円、6.38%の減となっております。

3款国庫支出金は、3億747万5,412円で前年度と比べ1億3,640万8,521円、79.74%の増となっております。

4款県支出金は、1億5,868万2,205円で前年度と比べ6,504万8,260円、69.47%の増となっております。

5款財産収入は、8万8,000円で前年度に比べ皆増となっております。

6款寄附金は、収入済額がありませんでした。

7款繰入金は、3,265万3,000円で前年度と比べ2,344万4,354円、254.59%の増となっております。

8款繰越金は、4,693万935円で前年度と比べ1,553万4,816円、49.48%の増となっております。

9款諸収入は、156万504円で前年度と比べ48万2,531円、44.76%の増となっております。

次に歳出について、支出済額を基本に前年度対比でご説明をします。3ページ・4ページをお開き下さい。

1 款議会費は、286 万 9,735 円で前年度に比べ 25 万 7,407 円、8.23%の減、執行率は 89.82%で 24.22 ポイント上回っています。

2 款総務費は、9 億 1,750 万 5,267 円で前年度と比べ 3,593 万 1,381 円、4.08%の増、執行率は 95.41%で 0.66 ポイント下回っております。

3 款公債費は、支出済額はありませんでした。

4 款諸支出金は、6 億 1,763 万 8,031 円で前年度と比べ 2 億 7,166 万 1,767 円、78.5%の増、執行率は 99.88%で 0.02 ポイント上回っております。

5 款予備費は、当初予算額 300 万円から 3 万 1,000 円を充当し予算現額は、296 万 9,000 円となっております。

次に 27 ページをお開き下さい。実質収支に関する調書についてご説明をします。

実質収支額は 4,716 万 6,796 円で前年度と比べ 1,552 万 5,861 円の増となっております。

28 ページ、次ページをお開き下さい。財産に関する調書についてご説明します。

1 の物品については、増減がありませんのでご説明を省略させていただきます。

2 の基金についてご説明をします。介護給付費準備基金は、決算年度中増減高が 2 億 4,819 万 7,000 円増えたことで決算年度末現在高は 14 億 5,541 万 9,000 円、財政調整基金は、3,323 万 4,000 円増えたことで 1 億 9,027 万 8,000 円となっております。

以上で認定第 1 号 令和 2 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてのご説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長 神谷嘉栄** これにて提案理由の説明を終

わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○議長 神谷嘉栄** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

**○議長 神谷嘉栄** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第 1 号 令和 2 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長 神谷嘉栄** 異議なしと認めます。従って、認定第 1 号 令和 2 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議事進行の都合上、会議時間を延長いたします。

日程第 15 認定第 2 号 令和 2 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

具志堅兼栄事務局長。

**○事務局長 具志堅兼栄** 認定第 2 号 令和 2 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明します。

この決算につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の決算審査意見書を付して、議会の認定に付すものであります。

それでは、令和 2 年度特別会計歳入歳出決算書により、歳入からご説明します。決算書の 1

ページ・2ページをお開き下さい。

歳入合計は、予算現額 353 億 9,988 万 5,000 円に対しまして、調定額 361 億 1,453 万 4,245 円、収入済額 355 億 9,858 万 8,959 円、不納欠損額 1 億 4,553 万 1,797 円、収入未済額 3 億 7,041 万 3,489 円、予算現額と収入済額との比較は 1 億 9,870 万 3,959 円の増となっております。収入済額は、前年度と比べ 8 億 681 万 4,696 円、2.32%の増となっております。

歳入全体の調定額に対する収入率は 98.57% で前年度と比べ 0.05 ポイント増、予算に対する収入率は 100.56% で 0.08 ポイント減となっております。

次に歳出についてご説明します。3ページ・4ページをお開き下さい。

歳出合計は、予算現額 353 億 9,988 万 5,000 円に対しまして、支出済額 347 億 3,852 万 1,714 円、不用額 6 億 6,136 万 3,286 円となっております。

支出済額は、前年度に比べ 5 億 9,482 万 3,846 円、1.74%の増、執行率は、98.13%で 0.63 ポイント下回っております。

それでは、決算書の 1 ページに戻りまして、歳入について収入済額を基本に前年度対比でご説明いたします。

1 款保険料は、72 億 7,991 万 6,217 円で前年度に比べ 3,458 万 7,955 円、0.48%の増となっております。保険料全体の収納率は、93.38% で前年度 93.27%を 0.11 ポイント上回っております。

2 款分担金及び負担金は、44 億 7,470 万 2,000 円で前年度と比べ 1 億 6,017 万 3,048 円、3.71%の増となっております。

3 款国庫支出金は、83 億 6,826 万 7,436 円で前年度と比べ 1 億 2,585 万 2,371 円、1.53%の増となっております。

4 款支払基金交付金は、90 億 2,206 万 4,000 円で前年度と比べ 1 億 5,456 万 5,034 円、1.74%

の増となっております。

5 款県支出金は、49 億 9,338 万 4,643 円で前年度と比べ 9,788 万 4,245 円、2.00%の増となっております。

6 款財産収入は、収入済額ではなく前年度と比べ 14 万 9,178 円の減となっております。

7 款寄附金は、収入済額がありませんでした。

8 款繰入金は、7 億 9,992 万 2,823 円で前年度と比べ 4 億 4,472 万 5,039 円、125.20%の増となっております。

9 款繰越金は、6 億 5,407 万 6,395 円で前年度と比べ 2 億 956 万 8,789 円、24.27%の減となっております。

10 款広域連合債は、費目存置であります。

11 款諸収入は、625 万 5,445 円で前年度と比べ 125 万 5,029 円、16.71%の減となっております。

次に歳出について支出済額を基本に前年度比でご説明をします。3ページ・4ページをお開き下さい。

1 款保険給付費は、320 億 6,754 万 828 円で前年度に比べ 6 億 4,182 万 9,068 円、2.04%の増、執行率は、99.14%で 0.43 ポイント下回っております。

2 款地域支援事業費は、18 億 2,908 万 9,016 円で前年度に比べ 1 億 877 万 9,355 円、5.61%の減、執行率は、84.45%で 4.11 ポイント下回っております。

3 款財政安定化基金拠出金は、費目存置であります。

4 款保健福祉事業費は、4,029 万 8,412 円で前年度に比べ皆増、執行率は、71.37%となっております。

5 款基金積立金は、4 億 5,049 万 1,000 円で前年度に比べ 1 億 91 万 1,000 円、28.87%の増、執行率は 100.0%で前年度と同率となっております。

6 款公債費は、支出はありませんでした。

7 款諸支出金は、3 億 5,110 万 2,458 円で前年度に比べ、7,943 万 5,279 円、18.45%の減、執行率は 99.97%で 1.19 ポイントを上回っております。

8 款予備費は、予算現額 3,000 万円に対しまして、支出はありませんでした。

次に 27 ページをお開き下さい。実質収支に関する調書についてご説明します。

実質収支額は 8 億 6,006 万 7,245 円で前年度に比べ 2 億 1,799 万 850 円の増となっております。

以上で認定第 2 号 令和 2 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明といたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 神谷嘉栄 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第 2 号 令和 2 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って、認定第 2 号 令和 2 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第 16 議員提出議案第 1 号 沖縄県介護保険広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議席 20 番 宮平喜文議員。

○20番 宮平喜文 議員提出議案第 1 号 沖縄県介護保険広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例について説明します。

本件は、広域連合議会における事務の効率化を図るため、手続きにおける押印を省略するつもりであり、委員会の記録について委員長の署名、又は氏名押印があったものを署名とする改正となります。この条例は公布の日から施行します。議案の新旧対照表をご参照下さい。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 神谷嘉栄 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議員提出議案第 1 号 沖縄県介護保険広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って、議員提出議案第 1 号 沖縄県介護保険広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例は、

原案の通り可決されました。

日程第17 議員提出議案第2号 沖縄県介護保険広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議席20番 宮平喜文議員。

○20番 宮平喜文 議員提出議案第2号 沖縄県介護保険広域連合議会会議規則の一部を改正する規則についてご説明します。

本件は、広域連合議会の本会議会及び委員会における欠席事由の明文化、及び議員提出議案などの手続き並びに広域連合議会に対する請願における署名、押印の見直しを図るため、所要の改正を行うものであります。この規則は公布の日から施行します。議案の新旧対照表をご参照下さい。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議員提出議案第2号 沖縄県介護保険広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従っ

て、議員提出議案第2号 沖縄県介護保険広域連合議会会議規則の一部を改正する規則は、原案の通り可決されました。

日程第18 議員提出議案第3号 沖縄県介護保険広域連合議会公印規程の一部を改正する訓令を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

議席20番 宮平喜文議員。

○議長 神谷嘉栄 しばらく休憩します。

休 憩 (午後4時09分)

~~~~~

再 開 (午後4時11分)

○議長 神谷嘉栄 再開します。

宮平喜文議員。

○20番 宮平喜文 大変失礼いたしました。議員提出議案第3号 沖縄県介護保険広域連合議会公印規程の一部を改正する訓令についてご説明します。

本件は、広域連合における事務の効率化を図るための公印を省略するものであります。この訓令は公布の日から施行します。議案の新旧対照表をご参照下さい。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議員提出議案第3号 沖縄県介護

保険広域連合議会公印規程の一部を改正する訓令を採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って、議員提出議案第3号 沖縄県介護保険広域連合議会公印規程の一部を改正する訓令は、原案の通り可決されました。

日程第19 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については別紙の通り、地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従いまして、議員派遣の件は別紙の通り決定しました。

日程第20 閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配布しました申出書の通り閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って、委員長からの申し出の通り閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会で議決されました案件について、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これにて議会を閉じます。

令和3年第58回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を閉会します。大変お疲れ様でした。

閉会 (午後16時15分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

沖縄県介護保険広域連合議会議長

神谷嘉栄

署名議員 (議席番号18号)

石垣大志

署名議員 (議席番号19号)

新垣一史